

**(仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託に係る  
公募型プロポーザル募集要項**

## 1 業務の概要

- (1) 件名  
    (仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託
- (2) 業務内容  
    別紙1 「(仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託仕様書」の  
    とおり
- (3) 委託期間  
    契約締結日から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 提案上限額  
    65,300,000円(消費税10%含む)

## 2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

なお、参加資格の基準日は「プロポーザル参加申請書」(様式1)の申請日とし、申請後、委託契約締結までの間に参加資格を喪失した者は、当該資格を喪失した時点で失格とする。

- (1) 台東区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準(平成10年2月20日付9台総経第170号)による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日付23台総経第645号)による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (8) 東京電子自治体共同運営の営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。
- (9) 主任技術者として、技術士(建設部門:都市および地方計画)の資格保有者を配置できること。

- (10) 主任技術者とは別に、担当技術者を1名以上配置出来るものであること。  
(11) 本募集要項に基づき、本業務を実施出来るものであること。

### 3 プロポーザル日程

別紙2のとおり

### 4 提出書類

- (1) 公募型プロポーザル参加申請書(様式1) 1部
- (2) 誓約書(様式2) 1部
- (3) 会社概要(様式3) 1部
- 《添付書類》 各1部
- i) 東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加審査受付票の写し(代表者の印鑑登録証明書含む)
- ii) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)その他の登録規程等に基づく現況報告書の写し(登録内容の確認印が押印されたもの)
- iii) 業務実績欄に記載した業務を受託した際の契約書の表紙及び仕様書の写し
- (4) 業務の実施体制(様式4) 1部
- (5) 予定技術者の経歴等(様式5) 1部
- 《添付書類》 各1部
- i) 保持資格を証明するものの写し
- ii) 業務実績欄に記載した業務を受託した際の契約書の表紙及び仕様書の写し  
※業務実績は、予定技術者ごとに記載すること。

#### ■ 保持資格の例

- ・技術士(建設部門:都市及び地方計画)
- ・RCCM(都市計画及び地方計画部門)
- ・その他、都市計画・まちづくりに関連する資格

<p>■ 業務実績</p> <p>以下の要件を満たすものを業務実績として記載できるものとする。</p> <p>①国、都道府県または市区町村が発注した、まちづくりに関する基本構想、基本方針等の策定・改定・検討に関する業務          &lt;まちづくりに関する基本構想、基本方針等の例&gt;          都市計画マスタープラン、地域まちづくりビジョン など</p> <p>②道路空間再編の検討を目的とした社会実験に関する業務</p> <p>③上記発注元のうち、市区町村については、地方自治法に基づく「<u>指定都市</u>」、<u>「特別区」</u>に限る。</p> <p>④申請日時時点で業務完了しているものであり、直近10年以内（平成26年4月1日以降）に完了しているもの。</p> <p>※上記①～④の内容が、契約書の表紙または仕様書の写しから明確に判断できるものとする。</p>
---

(6) 企画提案書鏡文（様式6）

1部

(7) 企画提案書（様式自由）

15部

- ・ A4用紙サイズ、フォントサイズ12以上、片面10ページ以内とし、それぞれ製本したもので提出すること。
- ・ 応募者を特定できる表記（企業名、企業ロゴ等）は行わないこと。
- ・ 別紙1「（仮称）浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託仕様書」、別紙3「（仮称）浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託企画提案書の構成」に基づき提案すること。また、仕様書等に記載のない内容であっても本業務の遂行に必要なものがあれば、積極的に提案すること。

(8) 見積書（様式自由）

1部

- ・ 内容がわかるように記載し、税別金額、消費税額、税込金額をそれぞれ記載すること。また、代表者印を押印のこと。

(9) 上記の電子ファイル（PDF形式）

CD-R等 1枚

## 5 提出方法等

### (1) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参のこと。電子メール、郵送・FAX等では受けしない。

### (2) 提出先

「12 連絡先・担当」のとおり

### (3) 提出期限

- ・参加申込書等：6月3日（月）正午まで

《提出書類》

- ・公募型プロポーザル参加申請書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・会社概要（様式3）及び添付書類
- ・業務の実施体制（様式4）
- ・予定技術者の経歴等（様式5）及び添付書類

- ・企画提案書等：6月19日（水）午後4時まで

《提出書類》

- ・企画提案書鏡文（様式6）
- ・企画提案書（様式自由）
- ・見積書（様式自由）
- ・上記の電子ファイル（PDF形式）

※提出期間内であれば、必要書類の不足や誤り等による差し替え等を認める。ただし、提出期間外における差し替えは一切認めない。

## 6 辞退

応募者は参加申請後に辞退する場合、令和6年6月14日（金）までに、「プロポーザル参加辞退届出書」（様式7）を持参または郵送すること。郵送の場合は、辞退の旨電話で連絡した後、書留にて郵送すること。

## 7 質問

### (1) 受付方法

メールのみとする。なお、「質問書」（様式8）は、word形式で作成すること。

### (2) 電子メール送信先

電子メールアドレスについては、事務局に電話で問い合わせすること。

※メールの件名については、「【プロポーザル質問】●●●●」とすること。  
(●●●●は会社名等とする。)

(3) 受付期間・回答期日

別紙2「プロポーザル日程」のとおり

(4) 回答方法

質問とその回答の内容について、区のホームページで公表する。

(5) その他

回答に当たって質問を行った企業名等は公表しない。なお、意見の表明と解されるものについては、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、その内容に応じて本要項及び仕様書の修正とみなす。

## 8 審査方法

台東区が設置する「(仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託事業者選定審査会」(以下「審査会」という。)において次の通り、審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

### (1) 第一次審査(書類審査)

- ① 審査会にて、「4 提出書類」「(1) 公募型プロポーザル参加申請書(様式1)」から「(5) 予定技術者の経歴等(様式5)」に基づき、書類審査を行う。
- ② 別紙4「(仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託プロポーザル審査基準」の第一次審査の審査項目に基づき評価し、要件を満たす得点の高い上位3者程度を選定する。

### (2) 第二次審査(提案審査・プレゼンテーション)

- ① 第一次審査通過応募者を対象に、審査会にて、「4 提出書類」「(7) 企画提案書(様式自由)」に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。
- ② 別紙4「(仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託プロポーザル審査基準」の第二次審査の審査項目に基づき評価し、第一次審査の結果とあわせた合計点のもっとも高い応募者を、優先交渉権者を選定する。合計点が同じ応募者が2者以上ある場合は、最高評価の項目が最も多い者を選定する。
- ③ 第二次審査の説明は、本業務を受託した場合に中心となる主任技術者及び担当技術者が行うこと。説明者は最大3名とする。説明に要する時間は15分間、質疑応答に要する時間は15分間とする。また、プロジェクターの使用を希望する場合は、書類提出時に「12 連絡先・担当」の担当者に相談することとし、企画提案書を説明用に編集したデータを使用できる。

## 9 審査結果の公表

### (1) 第一次審査

第一次審査の結果については、メールにて速やかに参加者すべてに通知する。この時、第一次審査を通過した者に対して、第二次審査の開催場所・時間等を合わせて通知する。

### (2) 第二次審査

第二次審査の結果については、メールにて速やかに第二次審査参加者すべてに通知するとともに、台東区ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。

## 10 留意事項

- (1) 提案は1応募者につき1案とし、複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 応募書類等は、区に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (3) 応募書類等は、返却しない。
- (4) 本要項に示した書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案にかかる経費は、応募者の負担とする。
- (6) 委託業務の内容の詳細は、優先交渉権者と区との協議により決定し、必要に応じて仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (7) 応募書類に虚偽の記載等があった場合、または見積提案額が予定額を超えている場合には、当該応募を無効とする。
- (8) 提出する電子ファイルは、Microsoft 365 Apps for enterpriseで読み込むことが可能なものとする。
- (9) 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。

## 11 添付資料

- 別紙1：(仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託仕様書
- 別紙2：プロポーザル日程
- 別紙3：(仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託 企画提案書の構成
- 別紙4：(仮称) 浅草地区まちづくりビジョン策定支援等業務委託 プロポーザル審査基準

## 12 連絡先・担当

台東区都市づくり部地域整備第二課（台東区役所5階⑥番窓口）  
板谷・嶋田・中村・所  
住 所：〒110-8615 台東区東上野4-5-6  
電 話：03（5246）1366  
FAX：03（5246）1359